

# 年間医療費のお知らせQ&A

R4.12.1改正版

## Q1. 「年間医療費のお知らせ」とは何ですか。

A1. 1月から12月までの期間で、保険医療機関や調剤薬局、接骨院・整骨院で健康保険を使用して治療を受けた際の治療費が記載されたものです。

## Q2. 「年間医療費のお知らせ」はどのようにすれば発行してもらえますか。

A2. 本年度は1月～10月に保険医療機関等へ受診された世帯全員の自己負担額の合計が4万円以上であった方が対象となります。該当された方につきましては、自動で発行します。

本年度は2月初旬にお勤め先の事業所へ一括発送させていただき、各事業所担当者様から被保険者様への配布をお願いしています。

## Q3. 「年間医療費のお知らせ」の発行は10月分までとなっています。どうしてでしょうか。

A3. 「年間医療費のお知らせ」の作成には、保険医療機関等から当組合に送られてくる医療費等請求データが必要になりますが、保険医療機関等で受診した月から当組合に届くまでには、国の審査支払機関を介するため2ヶ月以上かかります。

また、「年間医療費のお知らせ」の発行業務を外部委託していますので更に1ヶ月以上かかります。

2月の確定申告時に「年間医療費のお知らせ」をご利用いただくため、10月分の医療費等請求データまでとさせていただいております。

## Q4. 保険医療機関に受診していますが「年間医療費のお知らせ」が届いていません。なぜでしょうか。

A4. 本年度は世帯全員の自己負担額の合計が4万円以上であった方が対象となります。

世帯合算額が4万円に満たない方は発行対象外となります。

## Q5. 発行対象者以外の発行は可能でしょうか。

A5. 「医療費のお知らせ」の発行をご希望の場合は『「医療費のお知らせ」発行依頼書』が必要です。依頼書に必要事項をご記入いただき当健保組合までご提出ください。

## Q6. 「年間医療費のお知らせ」が確定申告に使えると聞いたのですが、どのようなことですか。

A6. 平成29年度税制改正により、平成29年度分所得税の確定申告時から使用できます。

平成29年度分以降の所得税の確定申告において医療費控除の適用を受ける場合は、医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の証明書」（国税庁提供様式）を確定申告書に添付して提出することとされました。

医療保険者（協会けんぽ・健康保険組合等）が発行するもので次の(1)から(6)までに掲げる6項目の記載がある「医療費通知」を確定申告書に添付する場合は、「医療費控除の明細書」の記載を簡略することができます。

- (1)被保険者等の氏名
- (2)療養を受けた年月
- (3)療養を受けた者
- (4)療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- (5)被保険者等が支払った医療費の額
- (6)保険者等の名称

## Q7. 「年間医療費のお知らせ」を活用して医療費控除の申告をおこなう場合、どのような手続きが必要になりますか。

A7. 申告方法は国税庁のホームページ等で具体的な手続きをご確認いただき、最寄りの管轄税務署にお尋ねください。

医療費控除は医療費を一定額以上支払った場合に対象となります。

## Q8. 11月分以降の医療費を確定申告したいのですが。

A8. 11月分以降につきましては、お手持ちの保険医療機関等からの領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告に追加して添付してください。

## Q9. 「年間医療費のお知らせ」に記載がない領収書がありますが、どのように手続きを行うのでしょうか。

A9. 従来どおり領収書に基づいて、医療費控除の明細書を作成して所轄税務署へ申告してください。

## Q10. 同一事業所で夫婦共働きしている場合、夫婦の自己負担を合算した額が4万円を超えると発行対象となるのでしょうか。

A10. 同一世帯であっても被保険者単位の自己負担額となりますので合算はされません。

## Q11. 「年間医療費のお知らせ」に歯科矯正の治療費が含まれていません。なぜなのでしょうか。

A11. 年間医療費のお知らせに記載されている金額は「保険対象」分のみです。

保険医療機関等の窓口で全額自費負担されている「保険対象外」分は含まれておりませんので、お手持ちの領収書で当該治療費が「保険対象」または「保険対象外」の金額をご確認ください。  
なお、「保険適用」分について相違がある場合は、保険医療機関等へ直接お尋ねください。

## Q12. 診療内容について詳しく教えてほしいのですが。

A12. 病名や処置、投薬名などの診療内容につきましては、健康保険組合ではお答えすることができませんので、受診された保険医療機関や調剤薬局などにお尋ねください。

## Q13. 実際に支払った自己負担額と「年間医療費のお知らせ」に記載されている窓口で支払った額が異なっているのはどうしてでしょうか。

A13. 領収書と「年間医療費のお知らせ」の「あなたが窓口で支払った額」欄に記載されている金額が審査支払機関等での審査査定により大きく異なる場合があります。  
この場合は領収書を基に1件ごとに実際に支払った医療費の額に補正してください。

## Q14. 今後、「年間医療費のお知らせ」に記載されている医療費は、保険医療機関及び調剤薬局等からの領収書の保存が不要になるのでしょうか。

A14. 「年間医療費のお知らせ」を確定申告に添付した場合、当該「年間医療費のお知らせ」に記載されている医療費については法令上、領収書を添付する必要はありません。  
ただし、「年間医療費のお知らせ」に記載されていない医療費は、保険医療機関等からの領収書に基づき「医療控除の明細書」を作成し、それらの領収書を5年間保管する必要があります。

## Q15. 領収書等自己負担額の10円未満の額が「年間医療費のお知らせ」の「あなたが窓口で支払った額」と一致しません。申告する際はどちらの額を記入すれば良いのでしょうか。

A15. 保険医療機関等窓口で支払う自己負担額の10円未満は端数処理（四捨五入）され、「年間医療費のお知らせ」では請求機関からの点数ベースでの計算処理としているため、10円未満の端数が一致しません。  
この場合の自己負担額は「年間医療費のお知らせ」に記載された金額または領収書等に記載された金額のどちらで計算していただいても差し支えありません。

## Q16. 11月と12月の「医療費のお知らせ」の発行は可能でしょうか。

A16. 「医療費のお知らせ」の発行をご希望の場合は『「医療費のお知らせ」発行依頼書』が必要です。依頼書に必要事項をご記入いただき当健保組合までご提出ください。

ただし、保険医療機関等から当組合へ送られてくる医療費等請求データは2ヶ月以上またデータが整うまで1ヶ月以上かかるため、「医療費のお知らせ」は11月分は2月以降、12月分は3月以降の発行となります。